

平成 25 年 6 月 11 日

国家公安委員長
古屋圭司 殿

北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章

(事務局) 〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 9 丁目
ノースキャピタルビル 4 階
Tel.011-233-5130 Fax. 011-233-5135

古屋国家公安委員長の制限速度違反容認発言に強く抗議し撤回を
求めます

古屋圭司国家公安委員長が、6月4日の記者会見で、交通違反の取り締まりについて、「違反した側も納得できるようにする必要がある」、「歩行者が出てくる危険性がない道路で、制限速度を20キロオーバーしたことで取り締まりの対象になるのは疑問」などとし、「片側2車線で歩行者が出てくる危険性もない制限速度50キロの道」を例に挙げ、「交通の流れに逆らわずに行くと70キロぐらい出る」との発言（引用は「北海道新聞」6月4日付夕刊）をしたことは、安全な道路交通、交通死傷被害ゼロを願う多くの国民の願いに背く、極めて重大な問題発言です。強く抗議するとともに、発言の早期撤回を求めます。

当会は発足以来、相互支援とあわせ、犠牲を無にせず交通死傷被害の根絶を目的に活動を続けています。速度違反が被害の要因である会員も多く、「もし加害車両が規制速度を守ってくれたらこんな悲嘆や苦しみは無かったのに」と、その違反行為を憎んでおります。当会が2009年以来「世界道路交通犠牲者の日」（11月第3日曜日）に主催するフォーラム「交通死傷ゼロへの提言」でも、道路交通の安全の鍵は速度抑制であること、人命軽視・クルマ優先のスピード社会を見直すことなど、繰り返し訴えています。

法令遵守の要の立場であり、速度規制を定める立場でもある国家公安委員長自らが、道路交通法が定める規制速度の大幅超過について、そのとりかたによっては、「違反を犯した側の意向」を汲み、重大被害につながる違反行為を容認するような発言をされたことは信じ難く極めて遺憾です。もとより、規制速度は、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る」ことを目的とした道路交通法で、「（標識により指定されている、

あるいは政令で定める) 最高速度をこえる速度で進行してはならない」(第22条)と明確に規定されているのであって、違反の場合の罰則点数・罰金についても、速度超過15km未満は1点・9000円、15km以上20km未満は1点・12000円、などと細かく決められているものです。

この違反の取り締まりを、「警察運営をつかさどり」「公共の安全と秩序を維持することを任務とする」(「警察法」第5条)国家公安委員会の長自らが、「箇所によっては疑問」とするのであれば、一般のドライバーの受け止めはどうなるでしょう。「速度違反の取り締まりに問題がある。流れに乗れば良いのであって、規制速度は守らなくても良い箇所があるのだ」という意識が蔓延し、今でもその希薄さのために死傷被害を続発させている安全運転義務、規制速度遵守の意識が一層薄くなります。

道路交通の安全にとって、規制速度遵守と、それを支える速度抑制技術が肝要であるということは、内閣府生活統括官(共生社会政策担当)の「最高速度違反による交通事故対策検討会」が2010年3月に取りまとめた中間報告書でも明瞭に述べられています。この重要な「報告書」が一般に十分公開されていない現状は遺憾であり、古屋圭司国家公安委員長の政策指針として活用されるべきです。「報告」では、規制速度超過の死亡事故率が、規制内速度の場合の10倍にもなることがデータで示され(p52)、規制速度遵守の効果が大きいこと、法定・規制速度をさらに下げることによって大幅な事故削減、被害軽減効果が期待できること、さらに、OECDを始め諸外国においても車両の走行速度管理は重要な交通事故対策として位置付けられていることなどが示され、その「まとめ」でも、車両の走行速度の低下が交通事故の低減効果につながることを強調しています。

本来道具であるべきクルマが、凶器のように他者を傷つけあるいは死に至らしめることなど決してあってはならないことです。交通死傷被害は減らすだけでなくゼロにしなければなりません。

以上述べた点から、6月4日の古屋圭司国家公安委員長の規制速度超過容認発言の撤回と明確な訂正を求めるものです。

以上